

【論説】

電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」の検討

他人名義の ETC カード利用について「虚偽」性を認めた
大阪地裁令和 6 年 5 月 8 日判決を契機として

山中 純子

概要

1. はじめに
2. 大阪地裁令和 6 年 5 月 8 日判決の概要
 - 2-1 事案の概要
 - 2-2 判決要旨
3. 電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」
 - 3-1 「虚偽」性の検討
 - 3-2 重要事項性の検討
4. 「財産上の利益」についての考察
5. 可罰的違法性の認定について
6. おわりに

概要

電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の 2）における「虚偽」の内容をめぐっては、キセル乗車等の様々な事案で問題となってきたが、大阪地裁令和 6 年 5 月 8 日判決は、家族間の ETC カード貸与による有料道路の通行料金の支払いについて、ETC カードの名義人の承諾があり、名義人による支払いがなされる事案であったにもかかわらず、「虚偽」性を認めて同罪を成立させた。

本稿では、同判決を手がかりに、同罪の「虚偽の情報」とは何かを検討する。その際、当該システムが目的としている事務処理の判断に影響を与える「重要事項」に関する虚偽であるかを具体的に見ていく。また、他人名義の ETC カードを使用した者にとって、何が「財産上の利益」に当たるのかについても検討し、本件で正規の料金と割引料金との差額を財産上の利益としたことが妥当かどうかについての見解を述べる。さらに、同判決が暴力団排除条項を潜脱するものであると指摘して可罰的違法性を認めたことについても、批判的に検討する。

1. はじめに

電子計算機使用詐欺罪をめぐるのは、自動機械を利用した現代型の詐欺形態が増えていることにより、いわゆる振り込め詐欺や自動改札機を使用したキセル乗車等の場面で、同罪の成否が問題となることが多い。そのような中で、大阪地判令和6年5月8日¹は、家族間のETCカード貸与により、有料道路の通行料金の支払いをした事案で、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた。ETCカードの不正使用により、高速道路における正規の通行料金の支払いを免れた事案については、すでに電子計算機使用詐欺罪の成立を認める判決が複数存在する。横浜地判平成27年6月9日²は、接地車軸数が4車軸の走行車につき、ETCレーン進入時のみ、一時的に同車両の後前軸を上昇させた3車軸の状態にして計測器の上を通過して、特大車であるにもかかわらず大型車であるとの虚偽の情報を与えて通行料金の金額につき不実の電磁的記録を作出したとして、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた。ほかにも、2枚のETCカードを使った高速道路のキセル通行³、バスの内部を違法改造することによる特大車を大型車として判別させる不正通行⁴、中型車に軽自動車のETC車載器を取り付ける不正通行⁵、ETC障害者割引を悪用した不正通行⁶等の様々な不正手段があり、いずれも電子計算機使用詐欺罪により処理されている。これらの事案においては、いずれも、ETCシステムに「虚偽の情報」を与えたかどうかが問題となるが、高速道路利用のルールに照らして許容されない不正な手段によって本来支払うべき通行料金の支払いを免れているという事情があり、「虚偽の情報」該当性は認めやすいといえる。しかし、前記大阪地判令和6年の事案については、

¹ 大阪地裁令和6年5月8日判決裁判所ウェブサイト（以下、「本判決」という）。

² 横浜地裁平成27年6月9日判決裁判所ウェブサイト。同判決の評釈として、内田幸隆「ETCシステムの不正利用と電子計算機使用詐欺罪の成否」刑ジャ48号(2016)108頁以下、穴沢大輔「電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた一事例（横浜地判平成27年6月9日LEX/DB25447348）」上智法學論集59巻3号(2015)369頁以下、嘉門優「ETCシステムを利用して高速道路の通行料金を免れた場合に電子計算機使用詐欺罪が成立するとされた事例」新・判例解説 Watch 20号(2017)195頁以下、岡部天俊「刑事判例研究」北大法学論集69巻4号(2018)76頁以下参照。

³ 丸山博明「電子計算機使用詐欺事件の検挙～2枚のETCカードを使った高速道路キセル通行」月刊交通2009年4月号47-53頁掲載の2008年8月1日に起訴され、同年内に判決が言い渡された事案。

⁴ 落合実樹「高速ツアーバス会社社員らによる不正改造及びETC不正通行詐欺事件の検挙」月刊交通2014年4月号51-57頁掲載の2013年7月10日起訴、同年9月20日判決言渡しの事案。

⁵ 金子善信「ETCシステムを悪用した電子計算機使用詐欺事件の検挙・解決」月刊交通2016年4月号4月号52-60頁掲載の2014年発覚、2015年5月までに判決言渡しの第一事件。

⁶ 金子・前掲注(5)53頁掲載の第二事件。

E T Cカードの名義人である家族が同カードの使用を承諾しており、そのような家族間の貸与は一般的に日常的に行われていることに照らせば、それを犯罪として罰することには違和感を覚えるといわざるを得ない。しかも、同事案における被告人のうち自動車に乗っていた2人は暴力団員であり、本人名義のE T Cカードを取得することは事実上不可能であったところ、家族間のE T Cカードの貸与は「暴力団員との取引を拒絶する暴力団排除条項を潜脱するものである」という事情をも考慮して、処罰に値するだけの実質的違法性を有すると判断された。電子計算機使用詐欺罪の構成要件である「虚偽」性を判断するに際し、暴力団排除の目的が考慮されたとすれば、それは同罪の保護法益とは何ら関係のない他事考慮であり、許されないのではないだろうか。本稿では、「虚偽」性の判断の際に求められる「重要事項」とは、どのような場合に認められるのか、どのように判断すべきであるかについて、前記大阪地判令和6年の事案（以下、「本件」という。）を素材に検討する。

2. 大阪地裁令和6年5月8日判決の概要

2-1 事案の概要

(1) 事案及び人物関係

被告人A、B及びCの3名は、阪神高速道路会社（D高速社）が有料道路の料金所に設置したE T Cシステムを利用するに際し、共謀の上、令和4年11月8日及び同年12月2日の2回にわたり、被告人C名義のE T Cカードを挿入したE T C車載器を搭載した普通乗用自動車を被告人Bが運転し、被告人Aが同乗して、E T C利用割引の適用を受け、正規の通行料金との差額の合計1,400円の支払いを免れたとして、電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2前段）に問われた。

被告人3名の関係性をみると、Aは暴力団員、BはAの運転手、CはAと同居する兄弟であり、本件当時、自動車に乗っていたのは、A及びBのみであったが、Cは同人名義のE T Cカードの使用を認めていた。

(2) E T Cシステム及び利用規定

E T Cシステムとは、料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいい、電子決済の一種であるところ、高速道路の混雑防止、キャッシュレス化による利便性の向上、管理費の削減などを目的として運用が開始された。本件E T Cカードについては、Eファイナンスが発行するC名義の「E CARD」というクレジットカードに付帯して発行された「E E T C CARD」であり、CがEファイナンスから貸与を受けていた。

E T Cシステムの料金支払いについては、E T Cカードを使用した場合、同E T Cカードが付帯する本人名義のクレジットカードによる電子決済となり、「E T Cカードによる阪神高速道路の料金の支払いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両1台に限り行うことができます。」（阪神高速道路営業規則17条4項）等の定めがあり、D高速社は、E T Cカードの名義人が乗車していなければ、当該E T Cカードを使用することはできないことを明確に示していた。

また、クレジットカード（E CARD）の規約・規定も、「E T Cカードは、E T Cカード上に表示された会員本人のみが利用することができます。」（E T C利用規定2条4項）、「会員は、貸与されたE T Cカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、E T Cカード上に表示された会員本人以外の者に、譲渡・質入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにE T Cカードの占有を移転することはできないものとします。」（同規定2条5項）などと定めており、E T Cカードを使用できるのは名義人本人のみであると明確に示していた。

（3）争点

検察官は、本件E T Cカードの名義人であるCが同乗せずに、A及びBがC名義のE T Cカードを使用した点について、E T Cシステムに対して「虚偽の情報」を与えたものであり、電子計算機使用詐欺罪に当たると主張した。それに対し、被告人らは、①「虚偽の情報」を与えていない、②「財産上不法な利益」を得ていないなどとして争った⁷。

2-2 判決要旨

（1）「虚偽の情報」について

「E T Cカードを使用する有料道路を管理し、利用料金を徴収するD高速社及び本件E T Cカードの発行元であるEファイナンスのいずれも、本件E T Cカードをカード名義人以外の者が使用することを禁止していることは明らかである。このように定められているのは、本件E T Cカードが主たるカードであるクレジットカードの決済機能を利用するものである以上（E T C利用規定2条2項）、本件E T Cカードもクレジットカードと同様に、カード名義人の個人的な信用を基礎として貸与されていることによるものと考えられる。

⁷ ほかに、故意及び不法領得の意思もないとして争ったが、判決は、故意については、「自己名義のE T Cカードを持っていないことも認識しており、E T Cカードの正当な使用権限のない者が他人名義のE T Cカードを用いることの認識を有していた」として肯定し、不法領得の意思についても、「E T Cカードを利用すれば割引制度が適用されることは公知の事実である」として肯定した。

加えて、この点についてのEファイナンスの対応をみると、クレジットカードの現物を発行して名義人に郵送する際に会員規約やETC利用規定を同封して郵送するなどしているほか、ETCカードの裏面に、ETCカードの利用を本人に限定する旨記載するという方法で周知しており、ETCカードの名義人と使用者とが一致していることに関心を持っていることが分かる。D高速社においては、クレジットカードに付帯するETCカードの場合、ETCカードが使用されると、クレジットカード会社がD高速社に立替払をする仕組みになっており、同社がクレジットカード会社の禁止する不正行為を見逃した場合には、クレジットカード会社との間の信頼関係に影響が出る可能性があるといえる。……。以上のとおり、ETCシステムにおいては、クレジットカードに付帯するETCカードを使用する場合には、所定の審査を経てクレジットカードの発行を受け、ETCカードの貸与を受けた者との間でのみ電子決済をすることが重要な前提とされているといえる。そうすると、カード名義人である被告人Cが同乗していないのに、被告人A及び被告人Bが本件ETCカードを使用したことは、ETCシステムで予定されている事務処理の目的に照らして真実に反するから、『虚偽の情報』を与えたといえる。」(下線は筆者による。)

(2) 「財産上不法の利益」について

「……本件ETCカードを不正に利用してETCシステムに虚偽の情報を与えたことによって、割引制度が適用されることになった。そのため、判示第1の事実においては正規の通行料金との差額770円相当の支払を免れ、判示第2の事実においては差額630円相当の支払を免れた……。」

(3) 可罰的違法性について

「……本件ETCカードの主たるカードであるクレジットカードの会員規約29条には暴力団排除条項が規定されており、暴力団員にはクレジットカードを発行しないこととされているのであるから、クレジットカードに付帯するETCカードも暴力団員に発行されないはずであることは明らかである。ところが、被告人Cは、……暴力団員である被告人Aと被告人Bに本件ETCカードを使用させ、本件ETCカードの利用料金については被告人Aが被告人Cに金員を渡し、被告人Cの口座から引き落とすことによって支払っていた。このような本件ETCカードの使用方法は、暴力団員との取引を拒絶する暴力団排除条項を潜脱するものである。これらの事情に鑑みると、被告人Aらが本件ETCカードを使用するに当たり、被告人Cの了解があったにしても、処罰に値するだけの『虚偽』性を有するものと認められる。」

3. 電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」

3-1 「虚偽」性の検討

電子計算機使用詐欺罪は、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正の指令を与えるという実行行為により、①財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作成し（刑法 246 条の 2 前段の作出類型）、又は②財産権の得喪・変更に係る虚偽の電磁的記録を供用する（同条後段の供用類型）という中間結果を生じさせ、最終的に財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させる結果が発生した場合に成立する。

同罪の「虚偽の情報」とは、「当該システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報」⁸を意味する。情報それ自体の虚偽性ではなく、当該システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らして虚偽であることが求められる。したがって、事務処理の目的が何であるかを明らかにしたうえで、形式的に虚偽の情報であるかではなく、実質的に虚偽性を満たすことが必要である。

(1) 事務処理の目的

電子計算機により行う事務処理であるから、電子計算機上のシステムを使用した事務処理によって達成できる目的であり、直接の目的が何かが問われる。

そこで、同じく ETC システムを利用して、料金車種区分上の特大車であるのに、接地車軸数を一時的に変更することで大型車であるとして、高速道路の通行料金の一部の支払いを免れたことにより電子計算機使用詐欺罪に問われた前記横浜地判平成 27 年⁹を参照すると、同判決は、ETC システムの利用による事務処理の目的とは、車両の通行区分及び同区間の通行時における料金車種区分に応じた通行料金の算出等であるとした。

本件 ETC システムにおける予定されている事務処理の目的も、同じ ETC システムであるから同様に「通行料金」に関することであると考えることができる。より具体的には、ETC レーンを通行することができない場合は、一般レーンで係員に対して料金を支払わなければならないことに照らせば、事務処理の目的は、有料道路通行料金の徴収の自動化であり、ETC カードが付帯する本人名義のクレジットカードによる電子決済を行うことにより、人を介さず確実に料金の徴収をすることであると解される。本判決では、ETC システムの導入目的について、高速道路の混雑防止、キャッシュレス化による利便性の

⁸ 米澤慶治編『刑法等一部改正法の解説』（立花書房、1998 年）〔的場純男〕121 頁以下。

⁹ 横浜地判平成 27 年・前掲注(2)。

向上、管理費の削減なども挙げられているが、あくまで事務処理の直接の目的は、「有料道路通行料金の徴収」であると解すべきである。

(2) 「虚偽」性

「虚偽」性については、実質的に虚偽の情報であれば満たすとする¹⁰。真正な情報、すなわち、例えば、正規に発行されたクレジットカード番号や暗証番号等の形式的に「正しい」情報であったとしても、盗難に係るクレジットカードであるなど、権限のない者が使用する場合には、権限のある者による支払いを処理するという当該システムの事務処理の目的との関係では虚偽となり、電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」性を満たす。

ア 他人名義のクレジットカードの冒用事案（最決平成 18 年 2 月 14 日¹¹）

この点、窃取したクレジットカードの名義人氏名等を冒用してクレジットカード決済をして電子マネーの利用権を取得した事案である最決平成 18 年 2 月 14 日は、「クレジットカードの名義人による電子マネーの購入の申込みがないにもかかわらず、本件電子計算機に同カードに係る番号等を入力送信して名義人本人が電子マネーの購入を申し込んだとする虚偽の情報を与え」たと認定して電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた。ここでは、事務処理の目的がクレジットカードの名義人が代金決済をクレジットカードで行うことであるとされ、名義人本人による電子マネー購入の申込みがなかったにもかかわらず、名義人本人が購入を申し込んだという実体を伴わない情報を与えたとして、実質的に虚偽性が判断されたといえる。つまり、クレジットカード番号等だけではなく、利用する主体を含め、その入力で実現しようとする財産的な処分に関する全体から判断する必要がある¹²。同判決からは、クレジットカード決済においては、名義人による決済かどうかが重要な事項であり、虚偽性の判断にあたっては、事務処理の目的に照らして「重要な事項」に関する虚偽であることも求められることが読み取れる。

他方で、実質的に虚偽性を判断するとしても、立案担当者は、「入力された情報を完全に離れた実質判断」までは肯定していない。例えば、窃取されたプリペイドカードを使用して財産上の利益を得た場合は、プリペイドカードは客観

¹⁰ 学説には、単に「真実に反する情報」とする説や、財産状態の変動について決定すべき立場にある者の意思に反している場合に満たすとする説（鈴木左斗志「電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の 2）の諸問題」学習院大学法学会雑誌 37 巻 1 号 210 頁以下）等がある。

¹¹ 最決平成 18 年 2 月 14 日刑集 60 巻 2 号 165 頁。

¹² 平成 18 年最高裁判例解説〔刑事篇〕66 頁〔藤井敏明〕参照。

的に減額する度数等を記録しているに過ぎないから、虚偽の情報を与えたとはいえないとしていた¹³。そこで、入力された情報を離れ、電子計算機が認識し得る範囲を超えて、実質的な観点から虚偽性を判断してよいか¹⁴が問題となる。この点、電子計算機使用詐欺罪は詐欺罪の補充的性格を持ち、人を介した取引であれば詐欺罪に当たるような不正な行為で、電子計算機により機械的に処理されるものを取り締まる罪であるため、電子計算機を人に置き換えて、「仮定的な事務処理者に対して情報を与えた場合、欺く行為と評価されるか」¹⁵を判断基準とする考え方もある。すなわち、事務処理者が真実を知っていたら取引を拒否していたかという基準で判断する方法である。それに対し、「内容それ自体からは認識不可能な事情を幅広く判断の対象として、記録・情報の虚偽性を肯定するべきではない」¹⁶として、詐欺罪の解釈との連動性について、否定的な意見もある。

イ キセル乗車事案（東京高判平成24年10月30日¹⁷）

そこで、次に、被告人が、実際の乗車と異なる乗車情報を自動改札機に与えた点につき、虚偽の電磁的記録を供用したといえるとして供用類型による電子計算機使用詐欺罪の成立を認めたキセル乗車の東京高判平成24年10月30日を検討する。この事案においては、往路における下車駅の自動改札機は、入場情報がエンコードされていない回数券の入場情報を判定していないが、「入場情報のエンコードがないことが有効区間内の自動改札機未設置駅における入場情報に代わるものとして扱われている」などとして、同自動改札機の手務処理の目的に入場情報の判定も含め、虚偽性が認定された。しかし、この結論から、「人であれば、正しい入場情報を知っていれば改札を通さなかった」というように、単に自動改札機を人に置き換えて判断した判決であると解すべきではないと考える。当該事案の場合、自動改札機が、「自動改札機未設置駅における入場情報に代わるものとして扱」う事務処理をしているので、運賃の算出のために入場情報を判定するという事務処理の目的に照らして、虚偽性を判断しているといえる。したがって、実質的な判断といっても、入力された情報を離れ、電子計算機が認識し得る範囲を超えて、判断の対象としたわけではない¹⁸。

¹³ 米澤・前掲注(8)125頁。

¹⁴ 嘉門・前掲注(2)198頁参照。

¹⁵ 岡部・前掲注(2)68頁は、前記最決平成18年について、このような判断基準によるものとする。

¹⁶ 橋爪隆「電子計算機使用詐欺罪における『虚偽』性の判断について」研修786号6頁。

¹⁷ 東京高判平成24年10月30日高刑速（平24）146頁。

¹⁸ なお、キセル乗車に関する名古屋高判令和2年11月5日LEX/DB25567115については、自動改札機のシステムが入場情報を判定対象としていなかった事案で虚偽性を認めた

以上より、「事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報」とは、当該システムが事務処理の対象としている事項であり、仮定的な事務処理者に置き換えて判断する必要はなく、事務処理の判断に影響を与える重要な事項について、実質的に虚偽の情報であれば、「虚偽」性を満たすといえる¹⁹。

3-2 重要事項性の検討

そこで、次に、「虚偽」判断の前提となる重要事項性について検討する。本件 ETCシステムにおいては、前記 3-1 (1) で検討したとおり、「有料道路通行料金の徴収」が事務処理の目的であるが、通行料金は C 名義のクレジットカードで確実に支払われるため、実質的な財産的損害もなく、「虚偽」性が認められないようにも思われる。したがって、本件における「虚偽」性を判断するためには、ETCシステムの事務処理の目的においては、何が通行料金の徴収に影響を与える重要事項であるかが問題となる。

(1) 「虚偽」性の前提となる重要事項

本件で考え得る重要事項は、以下の 3 つの場合である。一つは、端的に、① 有料道路通行料金が支払われることが重要事項である場合である。この場合、本件では、ETCカード利用による有料道路通行料金の支払いは、C 名義のクレジットカードにより確実になされるため、「虚偽」性は認められないことになりそうである。次に、② ETCカード名義人による使用であること、つまり、名義人による支払いであることが重要事項である場合である。ETCシステムにおいては、ETCカード名義人がクレジットカード名義人と同一であり、ETCカードは信用がある人にだけ貸与されるものであるから、利用規定に則ると、名義人が同乗する場合にのみ利用が許されることになる。そうであれば、本件では、A 及び B は、本来、C の同乗なしに C 名義のクレジットカードによる支払いをすることができないのであり、C が同乗していなかった本件では、「虚偽」性が認められることになる。3 つ目は、③ ETCカードの有無による区分に応じた有料道路通行料金を徴収すること、本件であれば ETCカードの

が、当該システムが事務処理できない情報についての虚偽であるから、虚偽性を認めることはできないと考える（山中純子「キセル乗車と電子計算機使用詐欺罪-名古屋高裁令和 2 年 11 月 5 日判決を手がかりに」東海法学 63 号（2022 年）1 頁参照）。

¹⁹ 誤振込によって自己名義の預金口座に振り込まれた臨時特別給付金について、銀行の電子計算機に虚偽の情報を与えてオンラインカジノサービスを利用した事案に関する広島高裁令和 6 年 6 月 1 日判決（裁判所ウェブサイト）についても、自己名義の預金口座の預金残高に関する操作であり、形式的には「虚偽」性を満たさないようにも思われるが、正当な権利行使といえなかったことから実質的に「虚偽の情報」に当たるとして電子計算機使用詐欺罪を認めたものと解することができる。

利用がない車両としてETC利用割引のない正規の通行料金が支払われることが重要事項である場合である。A及びBは、本来、Cの同乗なしにC名義のETCカードの貸与を受けて使用することができないのであるから、ETCカード使用ではない正規の通行料金を支払わなければならなかったはずである。この場合も、割引かれた料金しか支払っていない本件では、「虚偽」性が認められることになる。

そこで、本判決が「虚偽」性についてどのように述べたのかを改めて見てみると、「ETCシステムにおいては、クレジットカードに付帯するETCカードを使用する場合には、所定の審査を経てクレジットカードの発行を受け、ETCカードの貸与を受けた者との間でのみ電子決済をすることが重要な前提とされている」として、ETCシステムによって有料道路通行料金を支払うのが、信用のあるクレジットカード名義人であるかに着目していることがわかる。したがって、上記で述べた②ETCカード名義人による使用、つまり、名義人による支払いであることを重要事項であると捉えていることがわかる²⁰。本件利用規定によれば、ETCカードを使用できるのは、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両1台に限るなど、D高速社は、ETCカードがクレジットカードに付帯するものであることを重視して、クレジットカード名義人による使用、つまり名義人による支払いであることを判断したものと解することができるだろう。

(2) 名義人の承諾がある場合の重要事項性

しかし、本件のように使用権限のある名義人の承諾がある場合にも、当該システムの事務処理の目的に照らし、「虚偽」になるのだろうか。最決平成16年2月9日²¹は、他人名義のクレジットカードを提示してガソリンスタンドで給油した事案において、「クレジットカードの会員規約上、クレジットカードは、会員である名義人のみが利用でき、他人に同カードを譲渡、貸与、質入れ等することが禁じられている。」などの事実関係の下で、詐欺罪の成立を認めた。同判決は、「仮に、被告人が、本件クレジットカードの名義人から同カードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い名義人において決済されるものと誤信していたという事情があったとしても」

²⁰ 本判決は、続けて「そうすると、カード名義人である被告人Cが同乗していないのに、被告人A及び被告人Bが本件ETCカードを使用したことは、ETCシステムで予定されている事務処理の目的に照らして真実に反する」と述べるが、ETC利用料金について名義人本人による決済を求めることと、本人の乗車を求めることは別次元の話であり、ただちに結びつくわけではないとの指摘がある（松宮孝明「判批」新・判例 Watch35号（2024）155頁、橋本広大「判批」法ゼ 839号（2024年）129頁）。

²¹ 最決平成16年2月9日刑集58巻2号89頁。

詐欺罪は成立すると述べており、名義人の承諾がある場合にも、「名義の偽り」が重要事項に関する欺く行為に当たるとを示した。

学説上は、名義人の承諾があり、名義人に支払いの意思と能力がある場合の詐欺罪の成否については、積極説、消極説及び限定積極説に分かれる。まず、積極説は、名義又は会員資格を偽っているから、当然に欺く行為に当たるとする。名義人以外の者による支払いは、カード会員に対する個別的な信用を基礎に一定限度内の信用を供与することが根幹となっているクレジットカードシステムの存立を危うくすることを根拠とする。これに対し、限定積極説は、カード名義人の妻などごく近い近親者であって名義人と同視し得る者には例外的に詐欺罪の成立を否定し、それ以外の場合には詐欺罪を認める²²。前記最決平成16年の控訴審判決²³においては、「当該クレジットカードの名義人による使用と同視しうる特段の事情」があれば、詐欺罪に当たらないとする余地を認めていた。他方で、消極説は、有効に支払いを受けられるかどうかが重要であり²⁴、会員本人であるかどうかは、クレジットカード取引の実情において関心事でないとして、詐欺罪の成立を否定する。

たしかに、詐欺罪の保護法益が個別財産であることに鑑みれば、個別の事案において確実に支払いを受けられる場合には、財産的損害を与えることにはならないのであるから、欺く行為に当たらないのではないかとも思われる²⁵。しかしながら、誰が払うのか、その人が信用のある人なのかは、クレジットカード会社にとっては重要事項である。名義人以外の者が使用した場合、支払いが確実にどうかは加盟店にはその時点では判断することができない。また、近年は、家族間でも貸与を認めず、カード会社は家族カードの利用を求めており、本人以外の使用を明確に禁止している²⁶。そうであれば、前記最決平成16年

²² なお、調査官解説においては、配偶者、同居の親族等に、名義人本人の承諾が与えられているなどの事情があったとしても、構成要件該当性自体は否定し難いとして、「実質的違法性の問題として、個別具体的な事案に即して違法性阻却の有無を考えていくのが相当ではないか」と述べられている（平成16年最高裁判例解説〔刑事篇〕83頁〔多和田隆史〕）。

²³ 大阪高判平成14年8月22日刑集58巻2号116頁。

²⁴ 東京地裁八王子支判平成8年2月26日（最高裁判所事務総局刑事局監修『裁判資料273号・カード犯罪・コンピュータ犯罪裁判例集』（法曹会、1998年）130頁）は、「実質的な財産的法益侵害が発生していないのにこれを財産犯として処罰するのは行き過ぎであろう」として、詐欺罪の成立を否定している。

²⁵ 「近時の一連の最高裁判例においては、実質的な財産的損害などを欺罔行為の要件該当性の問題として考慮する方向性が見られる」と指摘される（大野勝則、松原経正「詐欺罪における『人を欺く』行為」植村立郎編『刑事事実認定重要判決50選〔第3版〕（下）』（立花書房、2020年）70頁、成瀬幸典「詐欺罪の保護領域について—近年の判例を素材にして—」刑法雑誌54巻2号（2015年）139頁参照）。

²⁶ 「カードの管理責任について」一般社団法人日本クレジット協会、<https://www.jc>

の頃よりも一層、名義人による支払いであることがカード会社にとっては重要事項となっているといえよう。

本件では、CがETCカード使用を承諾しており、利用料金については、AがCに金員を渡し、Cの口座から引き落とすことによって支払っていたのであるから、有効に支払いを受けられると考えられるが、本件ETCカードはクレジットカードに付帯するものであり、名義人による使用、つまり名義人による支払いであるかが、D高速社にとっては最も重要な事項であったといえる²⁷。よって、本判決は、これまでの判例の考え方に従って、ETCシステムに名義人本人による使用であるかのような情報を与えたことが重要事項に関する虚偽であると判断したといえる。

(3) 重要事項性の判断の基礎となる事情

しかしながら、本件は、クレジットカードに付帯するETCカードの利用に関する事案であるとはいえ、ETCカード利用による有料道路の通行料金をめぐる電子計算機使用詐欺が問題になっているのであるから、ETCカードを車載したその車両が通行したことに対する有料道路通行料金が支払われることが重要事項なのではないだろうか。上記3-2(1)で試みた場合分けのうち、①有料道路通行料金が支払われることが重要事項である場合の可能性があるようにも思われる。

そこで、「虚偽」の前提となる重要事項性について、詐欺罪における「欺く行為」の重要事項性に関する判断を参考に更なる検討を行う。詐欺利得罪の「欺く行為」に当たるかどうかの問題になった事案として、暴力団関係者のゴルフ場利用について、同罪の成否の判断が分かれた2つの事案が存在する。このうち、成立を肯定した最決平成26年3月28日²⁸は、「入会の際に暴力団関係者の同伴、紹介をしない旨誓約していた本件ゴルフ倶楽部の会員であるAが同伴者の施設利用を申し込むこと自体、その同伴者が暴力団関係者でないことを保証する旨の意思を表している上、利用客が暴力団関係者かどうかは、本件ゴルフ倶楽部の従業員において施設利用の許否の判断の基礎となる重要な事項であ

credit.or.jp/customer/attention/management.html（最終閲覧 2025 年 1 月 14 日）においても、クレジットカードは、クレジット会社の審査を受けて、「クレジットカード会員」として認められた人にしか発行されず、たとえ家族といえども、他人に貸したり、他人から借りたりすることはできない旨を注意喚起している。

²⁷ 匿名解説「判批」判例秘書 L07950290 は、「名義人の意思に基づいている場合を名義人による使用と同視するような緩やかな考え方が説得力をもつような実例がないわけではない」としつつも、「本件は暴力団排除条項の潜脱が問題になるような事例であって、そうした緩やかな考え方が妥当するような領域の事案とはいいたくない」と述べる。

²⁸ 最決平成26年3月28日刑集68巻3号646頁。

るから、同伴者が暴力団関係者であるのにこれを申告せずに施設利用を申し込む行為は、その同伴者が暴力団関係者でないことを従業員に誤信させようとするものであり、詐欺罪という人を欺く行為にほかなら」ないと判示した。これに対し、最判平成26年3月28日²⁹⁾は、ゴルフ場が、利用客に対して暴力団関係者でないことを確認する措置を特に講じていなかったなどとし、当該事件における「施設利用を申し込む行為自体は、申込者が当該ゴルフ場の施設を通常の方法で利用し、利用後に所定の料金を支払う旨の意思を表すものではあるが、それ以上に申込者が当然に暴力団関係者でないことまで表しているとは認められない」として、詐欺罪という欺く行為には当たらないと認定した。

この2つの事案においては、それぞれのゴルフ場にとって、利用者が暴力団関係者か否かについての錯誤が財産取引上重要といえるかどうか結論を分けたと考える³⁰⁾。そして、財産取引上の重要事項に当たるかどうかについては、「被害者が現実にその事項について確認措置をとって重要なものとして扱っているか」³¹⁾という確認措置の有無に照らして判断することができる³²⁾。

(4) 本件における重要事項性の判断

本件についても、D高速社及びEファイナンスがETCカードの利用者について、どのような確認措置をとっていたかを検討する。すると、ETC利用規定において、ETCカードもクレジットカードと同様に、カード名義人の個別的な信用を基礎として貸与されていることが明示されており、それを徹底するために、名義人本人が同乗する場合に限り、ETCカードを利用することができる³³⁾と定めていた。そして、Eファイナンスは、クレジットカードの現物を郵

²⁹⁾ 最判平成26年3月28日刑集68巻3号582頁。

³⁰⁾ 伊藤渉「判批」刑法判例百選II各論〔第8版〕(2020年)105頁参照。なお、財産的損害の有無に関する判断基準については、詐欺罪の保護法益に照らせば、法益関係的に、被害者の取引目的が不達成になったかどうかによって判断する目的不達成説が相当であると考える(Junko Yamanaka, Zur Anwendungsgrenze des Betrugs in Japan anhand der Fälle über die Boryokudan-Ausschließung, Jan C. Joerden / Kurt Schmoller (Hrsg.), Rechtsstaatliches Strafen Festschrift für Prof. Dr. Dr. h.c. mult. Keiichi Yamanaka zum 70. Geburtstag am 16. März 2017, Duncker & Humblot, 2017, S. 371 ff., 山中敬一・山中純子『刑法概説II〔各論〕第2版』(成文堂、2023年)124-125頁参照)。

³¹⁾ 林美月子「判批」平成26年度重判(ジュリ臨増1479号)169頁。

³²⁾ ゴルフ場の確認措置が、欺罔対象の重要事項性を肯定するための事情であると同時に、挙動による欺罔行為性を肯定する事情となっている点につき、松原芳博「暴力団関係者であることを申告せずにゴルフ場の利用を申し込む行為と詐欺罪」論ジュリ23号(2017年)187頁参照。

³³⁾ 松宮・前掲注(20)155頁は、ETCカードの利用実態や法人会員の場合について指摘し、この利用規定の妥当性に疑問を呈する。ほかに、松原芳博「判批」法学教室532号(2025年)115頁。

送する際、一緒に会員規約やE T C利用規定を同封して郵送するなどしているほか、E T Cカードの裏面に、E T Cカードの利用を本人に限定する旨記載する方法をとっており、E T Cカードの名義人と使用者とが一致していることに関心を持っていることを周知していたことは明らかである。また、D高速社にとっては、E T Cカードが使用されると、Eファイナンスが立替払いする仕組みになっていたことから、D高速社がEファイナンスの禁止する不正行為を見逃した場合には、Eファイナンスとの間の信頼関係に影響が出る可能性があり、名義人による支払いを重要視していたことがわかる。そのため、D高速社とEファイナンスは、E T Cカード名義人が同乗しない状態でE T C会員以外の者がE T Cカードを使用したと認められる場合には、D高速社はE T Cカードによる支払いを拒絶した上で、当該E T Cカードを留置することができるとしていた。したがって、両社とも、E T Cカードの名義人本人による利用しか許さない旨を明確に示していることがわかる。支払いを拒絶するということは、取引目的を達成することができなくなるような重要事項に関する「虚偽」の情報が提供されたといえるだろう。本判決においては、これらの事情から、十分な確認措置が講じられていたとして、重要事項性を認めたと解することができる。やはり、前記3-2(1)でも述べたように、本件では、E T Cカードの名義人以外による場合であっても、①有料道路通行料金が支払われることを重要事項としていたのではなく、②E T Cカード名義人による使用、つまり、名義人による支払いであることを重要事項として捉え、本件では重要事項性を満たすことから、それに反する名義人C以外の者による使用が「虚偽」に当たるとされたといえる。

(5) 私見

しかし、それでもなお、実際のE T Cレーンにおける確認措置の限界を考慮すれば、E T Cシステムが判断可能であり、実際に判断しているのは、「E T Cレーンに入ってきた車両が有効なE T Cカードを車載しているか」なのではないかと思われる。本件E T Cシステムの事務処理の目的、つまり「虚偽」性の判断の基礎となる重要事項は、①有料道路通行料金の徴収であり、その車両が通行してきた分の通行料金を徴収することができれば、事務処理の目的を達成することができる考えるべきではないだろうか。なぜなら、たしかに、E T Cカードの利用の有無により、割引料金の適用の有無が変わるが、その割引は、E T Cカード会員になることができる資格の有無によって適用されるのではなく、料金所係員による料金の徴収という手間が省けたことにより、すなわち、人件費が浮いたことにより、E T Cカードを車載している車両に対して付与される割引であると考えられるからである。したがって、その車両がE T Cカー

ドを車載しており、料金所係員による料金の徴収を必要としない車両であったならば、割引適用のない通行料金を支払う必要はないとも思われる。現に、家族間でE T Cカードを共有している事例は多く³⁴、それを有料道路運営側が黙認しているのは、E T Cカードの名義人本人が同乗をしているのではなく、通行料金の徴収を重要事項と考えているからなのではないかと思われる。黙認している事実があるのであれば、D高速社やEファイナンスによる確認措置は十分とはいえないであろう³⁵。本件は、車種を偽った場合や、別の車種のE T Cカード車載器を付け替えるなどして、適正な通行料金を支払わなかった場合などのように、明らかに事務処理の目的に照らして真実に反するといえる事案ではないが、現にE T Cレーンで確認することができる事項³⁶や、どれだけE T Cカード利用者に周知されていたかに照らせば、名義人の同乗による利用しか認められず、それに反すれば電子計算機使用詐欺罪における「虚偽」に当たるとするのは、実質的な判断を失しているように思われる。

4. 「財産上の利益」についての考察

本件では、E T C利用割引の適用を受けたことによる正規の通行料金との差額が財産上の利益とされている。しかし、この差額を財産上の利益とするのであれば、上記3-2(1)で場合分けした、③E T C利用割引のない正規の通行料金が支払われること、すなわち、E T Cカードの有無による区分に応じた有料道路通行料金を徴収することを重要事項と考えているようにも読める。例えば、乗車区間に応じた運賃を徴収するという駅の自動改札機による事務処理システ

³⁴ 本件弁護人の提出証拠によれば、E T Cカードの名義人(自分)が同乗していない状態で、自分名義のE T Cカードを貸したことがある人の割合が4割近くにのぼるというアンケート会社の調査結果があるとのことである。

³⁵ 本件の控訴審判決(大阪高裁令和6年12月10日 LEX/DB 25621915)は、D高速社及びEファイナンスがE T Cカード名義人による利用に限定していることは、利用者らにも十分明らかにされているとし、このような解釈は、「名義人本人に対する与信を基礎とするE T Cカードの根本的な性質に基づくものであり、D高速社の具体的な被害防止措置の有無は、その解釈に影響を及ぼすものではない」と述べ、原判決の判断を是認するが、名義人本人による決済の重要性が十分に周知されているクレジットカード決済とは異なり、E T Cカードの利用に関する虚偽性の判断の基礎となる重要事項性については、具体的な被害防止措置(確認措置)の有無によって判断されるものであると考えるべきであり、実態に沿った判断がなされていないように思われる。なお、松宮・前掲注(20)115頁は、E T Cカード利用者の多数の人々がカード会員の乗車を要求する規則を定めていることを知らないことを指摘し、このままでは「一億総犯罪者」という事態を招きかねない判決であると激しく批判する。

³⁶ 名義人本人による利用であること、名義人本人が同乗していることを確認することは現実的に困難であろう。

ムの目的に照らせば、大人が子供運賃の切符で自動改札機を通る場合、社会人が他人の学割定期券を使用する場合等、その属性によって料金区分がある場合には、たとえ正規に購入・発券された乗車券や定期券であったとしても、本来使用することが許されない人が使用することは、適正な料金を徴収するために重要な事項に関する「虚偽」があるといえる。有料道路通行料金についても、交通にかかる料金であるとして同様に考えれば、E T C割引料金と割引適用のない通行料金の区別が、D高速社及びE ファイナンスにとって適正な料金徴収のために重要な事項に当たるのだろうか。

この点、本判決からは、前記3-2(4)で検討したとおり、②E T Cカード名義人による使用、つまり、名義人による支払いであることが重要事項であると認められる。それがなされていない時点で、有料道路の通行というサービスを受けることは許されず、E T Cカードを利用した「有料道路の通行」というサービスを得たこと全体が、「財産上の利益」になるのではないと思われる³⁷。重要事項性の判断に際しては、「真実を知っていれば取引に応じなかったかどうか」という条件関係的な定式が用いられる。本件では、流入料金所において、E T Cカード名義人による使用でない、名義人が同乗していない車両であると判明していれば、そもそもE T Cレーンを通して有料道路に進入することを許さなかったという認定になるはずである。では、E T Cカードの利用がない場合、係員のいる一般レーンから有料道路に進入していたかという点、そもそも有料道路を通行しないという選択肢もあるため、必ずしもE T C利用割引料金と正規の通行料金の差額を財産上の利益として観念できるとは限らないのである。

実際、D高速社にとって、有効なE T Cカードを車載しているのにE T Cカードの利用が許されない人から割引なしの正規の通行料金を徴収することがそれほど重要であったとは考えられない。本判決は、割引の適用を受けられないのに割引を受けようとしたことに「虚偽」性を見出しているのではなく、そもそもE T Cカードの名義人でない人が、名義人であるかのような情報を与えたこと自体に「虚偽」性を見出しているのである。そうであれば、E T Cカードを利用する権限・資格がないにもかかわらず、流入料金所でE T Cカードの情報を与えた時点で、不実の電磁的記録を作出し、「有料道路の通行」という財産

³⁷松原・前掲注(33)115 頁は、本判決が、高速道路利用の便益に不法の利益を求めなかったのは、E T Cカードの名義人が乗車していなくても高速道路の利用自体は許されるからであると指摘する。そして、本判決が財産上の利益であると認定した差額については、E T C利用によるD高速社の料金徴収経費の削減や高速道路の利便性の向上を通じた利用者獲得といったD高速社の利益に対応するものであって、これをD高速社の財産的な損害とみるのは無理であると述べる。

上の利益を積極的に得たという構成をとる方が電子計算機使用詐欺罪の実態に合致していたのではないと思われる³⁸。

5. 可罰的違法性の認定について

本判決において、最後に可罰的違法性の有無が検討されていることは、前記3-2(2)で参照した最決平成16年の調査官解説³⁹において、「実質的違法性の問題として、個別具体的な事案に即して違法性阻却の有無を考えていくのが相当ではないか」と述べられていたことと整合する。本判決は、家族のETCカードを利用していたことの常習性や暴力団排除条項を意図的に潜脱する使用方法であるという悪質性を挙げて可罰的違法性を認めている。しかし、本件において、弁護士から主張がなかったにもかかわらず、可罰的違法性を検討する必要があったのかは疑問である。本判決の立場として、ETC利用規定などから、名義人以外の支払いを許さないことは明白であり、その時点で「虚偽」性を満たし、電子計算機使用詐欺罪の成立は認められるからである。他人名義のクレジットカードによる支払いであっても、名義人本人による支払いと同視できるような特段の事情があり、確実に支払われれば問題ないといった場面において初めて、可罰的違法性がない可能性を検討する必要があるものと思われる⁴⁰。本件は、常習性に加え、暴力団排除条項を意図的に潜脱するという点を特に取り上げて可罰的違法性を認めたことにより⁴¹、現実に応用されている家族間でのETCカードの貸与による利用は可罰的違法性がなくなる可能性があるが、それを暴力団員の家族間でやれば可罰的違法性があると述べたに等しいのではないだろうか。まるで、暴力団排除目的で電子計算機使用詐欺罪を適用して処罰することを認めたかのような判決であり、受け入れ難いものである⁴²。

³⁸ 内田・前掲注(2)112頁以下参照。

³⁹ 平成16年最高裁判例解説・前掲注(22)参照。

⁴⁰ 控訴審判決(大阪高裁令和6年12月10日・前掲注(35))は、原判決が可罰的違法性を検討した理由につき、「原審で公訴権濫用の主張がなされていたことを踏まえ、構成要件該当性が認められても、個別具体的な事情により可罰的違法性の欠如を理由とした犯罪不成立の余地があり得るとの議論を念頭に、検討したもの」との説明をしている。なお、橋本・前掲注(20)129頁は、本判決において、同居親族の承諾を得ている場合など本人の使用と同視できる場合に実質的違法性を欠くものとする議論との関係がより詳細に検討されてもよかったのではないかと述べる。

⁴¹ 田中邦彦「判批」研修916号110頁は、本判決を受けて、他人名義のETCカードを使用する行為が常に電子計算機使用詐欺罪を構成する違法行為であると判断するのは早計であるとしたうえで、本件では、「被告人Aが暴力団員であったこと、本件が常習的な行為の一環であること、本件ETCカードの使用方法が暴力団排除条項を潜脱するものであることなどの個別事情」も踏まえ、可罰的違法性を肯定したものであると述べる。

⁴² 控訴審判決(大阪高裁令和6年12月10日・前掲注(35))は、実質的違法性があると

6. おわりに

本判決は、詐欺罪で「欺く行為」に該当するかどうかの判断に際して議論されてきた「重要事項性」につき、電子計算機使用詐欺罪においても、事務処理の目的に照らして重要かどうかという観点から「虚偽」性を判断することができ、その際に、詐欺罪と同様の判断手法を用いることができることを示したといえる。E T Cシステムを設置したD高速社にとっては、E T Cカードの利用者の属性が重要なのではなく、同カードの利用者に経済的な信用があるかどうかが重要なのである。そうだとすれば、E T Cカードの名義人の信用判断をするために、どのような確認措置をとっているかを考慮することになるが、自動車はE T Cレーンを通過するその場で直接確認する措置はとられていない。クレジットカードの名義人による支払いを保証するために、同人がE T Cカードを利用する自動車に常に同乗することを求めるというのは非現実的であり、実効的な確認措置とはいえないだろう。したがって、本件では重要事項にかかる「虚偽」はないとして、電子計算機使用詐欺罪の成立を否定すべきであったように思われる。とはいえ、E T Cカードの利用に際する支払いは、クレジットカード決済であり、これは、近年、スマートフォンを用いた電子決済において、登録時に紐づけられたクレジットカード情報に基づくクレジットカード決済が行われているのと類似の状況である。そのような状況に照らせば、重要事項性の判断は慎重に判断すべきである。クレジットカード利用による決済においては、名義人本人による利用でなければならないことは一般的に知られており、同様に考えれば、E T Cカード利用時の支払いを他人名義のクレジットカードで行うことについて、「虚偽」性を認めることにも一定の合理性があるようにも思われる。本判決を機に、E T Cカード利用状況や貸与の実態を踏まえたE T C利用規定の見直しが望まれる。

また、D高速社及びEファイナンスが被る財産上の損害が何かを考えると、本件では、割引された料金ではあるものの、有料道路通行料金は確実に支払われる状況であった。D高速社やEファイナンスが、係員による料金徴収をしていないにもかかわらず、割引のない正規料金の支払いを受ける所以はないので

判断した理由について、第一に、「名義人に対する個別的な信用を基礎に一定限度内の信用を供与することが根幹となっているE T Cカードによる電子決済システムをないがしろにする程度が甚だしい」と述べており、原判決の示した暴力団排除条項を意図的に潜脱するものであるとの理由が付随的なものであり、本罪適用が暴力団排除を主たる目的とするものでないことを補う説示をしたように思われる。なお、松原・前掲注(33)115頁は、「本判決が電子計算機使用詐欺罪の規定を暴力団排除という財産の保護とは異なる目的に転用していることを告白するものにほかならない」と批判する。ほかに、同・『刑法各論【第3版】』（日本評論社、2024）334頁。

あり、有料道路の通行というサービスに見合った料金の徴収は可能である。そうであれば、D高速社及びEファイナンスは、通行料金以外の何らかの実質的な損害を被っているといえる必要があるだろう。前記3-2(3)で検討した暴力団関係者によるゴルフ場使用の事案であれば、ゴルフ場の集客、ひいてはゴルフ場の経営に係る実質的な損害を観念することができた。しかし、広く一般国民が利用するETCシステムにおいて、ETCカードの貸与によって、集客が減ったり、経営難に陥ったりするような実質的な(法益関係的な)損害を見出すことは困難である⁴³。

さらに、前記5.で述べたとおり、本件で暴力団排除条項を持ち出すことには反対である。仮に被告人が暴力団員であったことに言及するのであれば、可罰的違法性ではなく、せめて事務処理の目的として、重要な事項であったか、つまり、D高速社やEファイナンスが暴力団排除に特に関心を持っていたかという点で検討すべきだったのではないと思われる。電子計算機使用詐欺罪の成立を認める構成として、暴力団員にはETCカードを使わせないことが事務処理の目的との関係で重要事項であったと認められるのであれば、それに反する利用について「虚偽」性を認定することも可能なはずである。もっとも、実際には、D高速社の関心事項は、利用者の支払能力であり、暴力団員であるという属性を重要事項であると認定するのは困難である。暴力団排除の社会的要請として、暴力団員にクレジットカードを作らせないことは重要かもしれないが、暴力団員であるかどうかはクレジットカード入会時に重要な事項なのであり、暴力団員が家族の承諾を受けたETCカードを使用したとしても、当該暴力団員名義のクレジットカードで支払われるわけではないのであれば、何らETCシステムの利用を禁止する根拠はないであろう。

以上で検討したとおり、本判決には疑問がある。本判決が、「虚偽」性の判断にあたって、ETCカードに関連する各種規定を詳細に検討して考慮した点については、取引の内容や被害者にとっての重要性にまで踏み込んで実質的な検討を行う近似の詐欺罪の判例の流れを汲むものであると評価することができる。しかし、電子計算機使用詐欺罪の「虚偽」性の判断は、保護法益に照らして厳格な運用をすべきであり、現に家族間で同一カードを使用することが多いETCカードについて、暴力団員による場合だけ処罰する運用が広まれば、同罪を保護法益とは関係のない暴力団排除目的で適用しているとの謗りを免れない⁴⁴。

⁴³ 松原・前掲注(33)115頁も、ETCカードの名義人が乗車していない自動車の利用によって、暴力団員によるゴルフ場利用の事案で指摘されるような客の減少といった間接的な損害が生ずることも考え難いと批判する。

⁴⁴ 大阪地裁令和7年1月14日判決 LEX/DB 25621843 は、電子計算機使用詐欺罪に問われた暴力団会長、その事実婚の妻、組員である運転手の3名の被告人が、同乗していな

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）の目的は、「市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護すること」（同法1条）であり、大阪府（大阪市）暴力団排除条例の目的は、「府（市）民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与すること」（同条例1条）である。暴力団員が家族のETCカードを利用して高速道路を走行すれば、市民生活の安全と平穏が害されるのだろうか。また、社会経済活動の健全な発展を害するのだろうか。暴力団員の日常生活行為を詐欺罪及び電子計算機使用詐欺罪によって処罰することには、謙抑的であるべきだろう。

やまなかじゅんこ（本学法学部准教授）

い妻のETCカードで大阪府内の有料道路を2回走り、高速道路会社に「虚偽の情報」を与えて1,140円の割引を受けたとして起訴された事案において、無罪を言い渡した。同判決は、ETCカードの利用においては、クレジットカードの利用時ほどの厳格な本人確認は求められていないこと、生計を一にする同居の家族間の貸し借りが不正通行に当たるとして許容していない旨の周知も不十分であること等を指摘し、「処罰に値するだけの虚偽の情報を与えたものということとはできない」と判断しており、本稿において、十分な確認措置が講じられていなかったことから重要事項性が認められず、「虚偽」性を満たさないとして電子計算機使用詐欺罪の成立を否定すべきとした基本的な方向性に沿うものである。また、同判決は、検察官が常習性や暴力団排除条項を潜脱する意図から実質的違法性を主張したのに対し、念のための検討として、妻の同乗なくETCカードが使用された頻度が特に高いものとは評価できず、暴力団員である被告人に利用させるため、あえて妻がETCカードを取得したと認めることもできないことを指摘しているに過ぎず、可罰的違法性を欠くことを理由として、電子計算機使用詐欺罪の成立を否定したわけではない。